

桂駐屯地におけるオープンカンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省 競争参加資格	備考
1	食器洗浄機 3 号の修理	仕様書のとおり	R7. 9. 30 (火)	R7. 7. 30 (水)	R7. 8. 5 (火) 1200	R7. 8. 5 (火) 1200	必要なし	細部は仕様書を参照

- 4 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒615-8103 京都府都市西京区川島六ノ坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 (安達)
TEL 075-381-2125 (内線 347) FAX 075-381-8881

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
食器洗浄機 3 号の修理	仕様書のとおり	ST	1		
納入（履行）場 所	陸上自衛隊桂駐屯地		納 期 (履行期限)	R 7 . 9 . 3 0	
契約保証金	免 除		入札（見積）書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 7 年 8 月 5 日

分任契約担当官

陸上自衛隊関西補給処桂支処

会計課長 田 尾 正 輝 殿

会社名 代表者名 担当者名 連絡先

（注）押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田尾 正輝 殿

¥ (消費税抜価格)

1 履行期間 7.9.30
2 納 地 桂支処総務部管理課給養班

住所・名称・代表者名

令和 年 月 日

No.	品 名	規 格	単位	数量	単価(税抜)	金額(税抜)	備考
1	食器洗浄機3号の修理	仕様書のとおり	ST	1			
		※別紙内訳書の添付をお願いします。					

陸上自衛隊仕様書										
物品番号		仕様書番号								
食器洗浄機3号の修理	給-1									
	作成	令和7年7月29日								
	変更									
	作成部隊等名	桂支処総務部管理課給養班								
1 総則 (1) この仕様書は、桂駐屯地食堂における食器洗浄機3号の修理に関する業務について規定する。 (2) 定義 ア この仕様書に掲げる「甲」とは、官側をいう。 イ この仕様書に掲げる「乙」とは、受注者側をいう。 2 役務に対する要求 (1) 作業場所 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地隊員食堂 (2) 修理器材 <table><tr><td></td><td>機器の規格</td><td>数量</td></tr><tr><td>製造元</td><td>マルゼン</td><td rowspan="2">1</td></tr><tr><td>品名型式</td><td>MDCW 1-6 SR</td></tr></table> (3) 修理を行う場所の細部は別紙に示す。 3 作業の条件 (1) 乙は、甲と作業に関する事前の打ち合わせを実施し、甲の指定する日時に作業を実施すること。 (2) 乙は作業に係る資材の一切を準備すること。 (3) 乙は、甲が使用する機器が異常なく使用出来るか点検をすること。 (4) 乙は作業終了後、作業場所付近の後片付けを確実に実施すること。（残材処理含む。） (5) 乙は、本修理において発生する使用済交換部品について責任をもって処分すること。 4 作業の種類 (1) 駐屯地食堂における食器洗浄機3号の部品交換修理作業とする。 (2) 交換部品及び数量 ア 温水用電磁弁 1点 イ ノレン6B 2点 ウ 蒸気用電磁弁 1点 エ すすぎノズルチップ 14点 オ 配管部材 SUSフレキほか 1点 カ 作業費及び諸経費等を含むものとする。 5 一般的要領事項 (1) 本作業は、仕様書・図面・メーカー基準・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。なお仕様書に記載なき事項については、事前に甲と協議のうえ指示に従うこと。 (2) 乙は時間調整を含め現地の細部指示などは甲に従うものとする。 (3) この仕様書以外の異常箇所がある場合は甲に連絡する事とし、みだりに改造しないこと。 (4) 修理にあたり対象器材が異常なく可動出来るよう乙が実施すべき事項は確実にを行うこと。				機器の規格	数量	製造元	マルゼン	1	品名型式	MDCW 1-6 SR
	機器の規格	数量								
製造元	マルゼン	1								
品名型式	MDCW 1-6 SR									

(5) 乙は作業の主要な作業段階において写真撮影を実施すること。項目は着手前・作業中・隠蔽部分・作業完了後のほか、甲の指示する箇所とする。また、写真は A4 紙に整理のうえ 1 部提出すること。

(6) 修理完了後の品質保証期間は、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までとする。

6 検 査

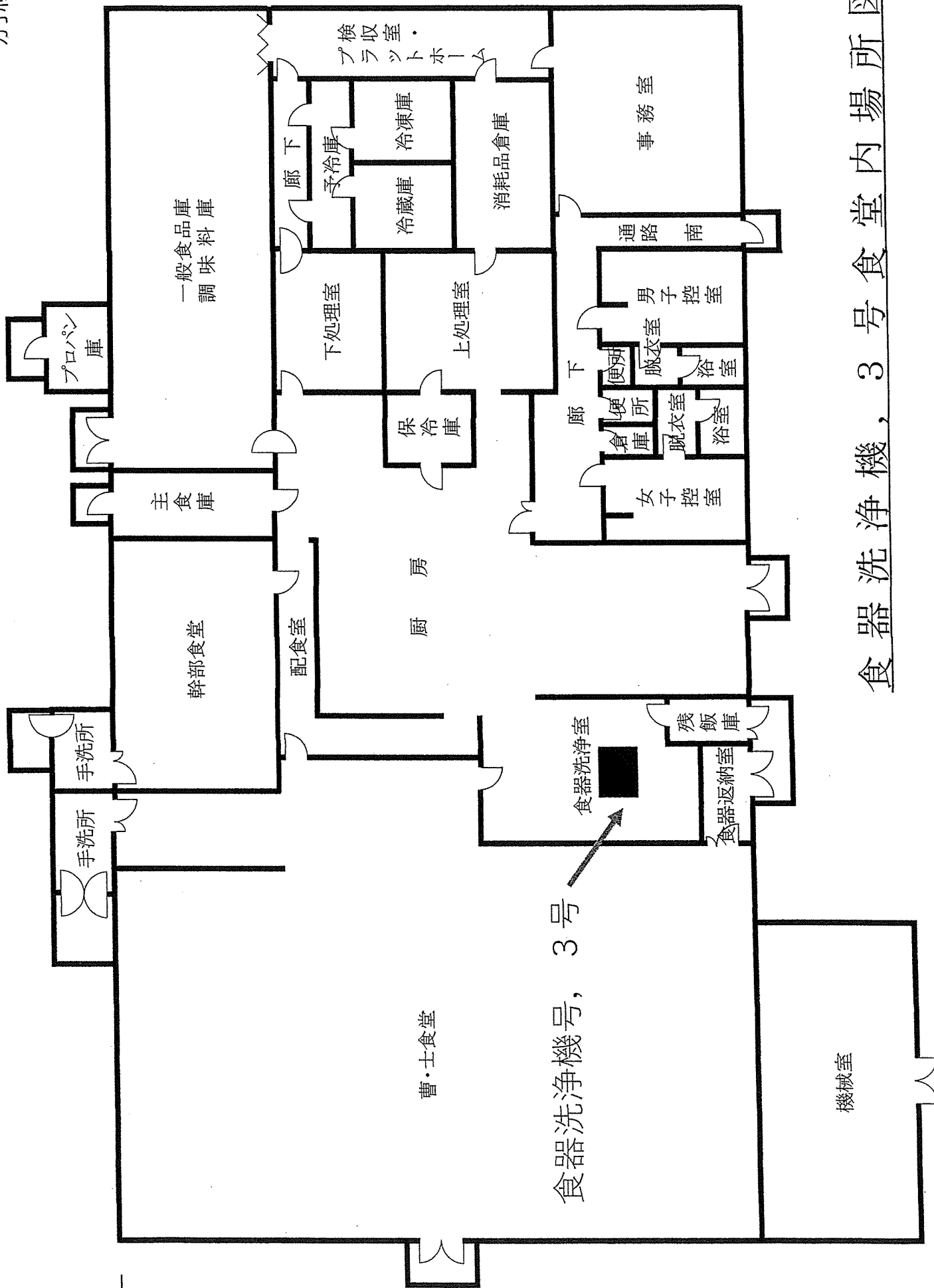
作業完了後、甲の完了検査を受け合格をもって完了とする。ただし、手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再度検査を受け、合格をもって完了とする。

7 その他

この仕様書に関する問い合わせ窓口は、総務部管理課給養班とする。

〒615-8103 京都府京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊桂駐屯地

Tel 075-381-2125 (代) 内線 363 花浦



食器洗淨機, 3号食堂内場所図